

## 糸満市地域公共交通計画策定支援業務選定委員会設置要綱

令和6年4月1日 糸満市地域公共交通協議会会長決裁

### (設置)

第1条 この要綱は、糸満市地域公共交通計画策定支援業務にあたり、プロポーザル方式による優先候補者を選定するため、糸満市地域公共交通計画策定支援業務選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 書類の審査及び評価に関すること。
- (2) 優先候補者の選定に関すること。
- (3) その他優先候補者の選定等に関し、特に必要と認める事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5名で組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 糸満市地域公共交通協議会会長又は副会長
- (2) 糸満市地域公共交通協議会委員

3 委員長は、糸満市地域公共交通協議会会長又は副会長をもって充てる

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し資料の提出又は出席を求めることができる。

4 提案事業者の役員等に委員と利害関係者がいる場合は、新たに委員を指名することができる。

5 委員会の会議は、公開しない。

(審査方法)

第5条 企画提案の審査については、糸満市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル実施要領により定める。

(秘密の保持)

第6条 委員は、審査を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、糸満市市民生活環境課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。